

令和元年 12 月 27 日
大 阪 税 関 業 務 部

イヌリンに係る輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動について（お知らせ）

本年度の初日から 11 月末日までの期間における関税暫定措置法別表第 1 の 6 の 20 の項に定める物品（以下「イヌリン」といいます。）の輸入数量が、同法第 7 条の 3 第 1 項に規定する輸入基準数量を超えることとなったことから、同項の規定に基づき、令和 2 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの期間に輸入されるイヌリンについて、下記のとおり、特別緊急関税が課されることとなりましたのでお知らせします。

記

品目（関税暫定措置法別表第 1 の 6 の 20 の項に定める物品）	統計品目番号	関税率	
		特別緊急関税発動前 (WTO協定税率)	特別緊急関税発動後
イヌリン	1108.20-090	119円/kg	158.67円/kg

（注）

関税割当てを受けて輸入される物品については、関税暫定措置法第 7 条の 3 第 2 項第 1 号の規定により、特別緊急関税発動前に本邦に向けて送り出された物品については、同項第 6 号の規定により、それぞれ特別緊急関税の課税対象外となります。

以上

不明な点がございましたら、大阪税関業務部通関総括第 1 部門
（06-6576-3313）までお問い合わせください。